

2025年（令和7年）2月28日

工事費見積明細書における法定福利費の明示について

建設業の担い手の育成及び確保には、法定福利費（健康保険法（対象11年法律第70号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料をいう。）を含め、施工に要する通常妥当な経費を反映した適正な金額で契約を締結し、発注者から元請企業、下請企業へ、更に個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要です。

また、「品確法基本方針」、「入契法適正化指針」において、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めることとされております。

このようなことから本市では、契約時に受注者が市に対して提出する「工事費見積明細書」について、法定福利費の明示を求めますのでお知らせいたします。

なお、記載された法定福利費の工事価格に対する割合が著しく低い場合には算出根拠を確認する場合があります。

1. 対象案件

2025年（令和7年）4月1日以降に公表するすべての工事案件

2. 実施方法

契約締結後、7日以内に提出を求めている「工事費見積明細書」に法定福利費を記載してください。

また、下請契約においても法定福利費を記載するようにお願いします。

3. 参考

- ・法定福利費の算出に当たっては、国土交通省作成の「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」等により適切な方法で行ってください。

（国土交通省ホームページ）「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」（外部サイトへリンク） <https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

以 上

（問い合わせ先：契約課）

0466-22-1125